

JOC ジュニアオリンピックカップ大会
第 33 回全日本ジュニア馬場馬術大会 2016 実施要項

主催：公益社団法人 日本馬術連盟

運営：馬場馬術本部実行委員会

※下線部：昨年度からの主な変更箇所

1. 期日 平成 28 年 7 月 1 日(金)～3 日(日)

2. 会場 御殿場市馬術・スポーツセンター
静岡県御殿場市仁杉 1415-1

3. 競技種目および実施課目

第 1 競技 JOC ジュニアオリンピックカップ/ヤングライダー馬場馬術選手権

① FEI ヤングライダー個人競技馬場馬術課目 2009(2016 年改定版)

② FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目 2009

第 2 競技 ジュニアライダー馬場馬術選手権

① FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009(2016 年改定版)

② FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目 2009

第 3 競技 チルドレンライダー馬場馬術選手権

① JEF 馬場馬術競技 L1 課目 2013

② JEF 馬場馬術競技 L2 課目 2013

各競技①のエントリー数の $\frac{1}{2}$ (切り上げ)、あるいは上位 10 選手の多い方が②に出場できる。また、第 1 競技および第 2 競技については、①で 55%以上の得点率を獲得した人馬のみが②に出場できる。なお、②に 2 頭で出場権を得た人馬は、出場馬 1 頭を宣言しなければならない。

各競技①と②における各人馬の得点率の合計により選手権の順位を決定する。

4. 出場順

- (1) 各競技①の出場順は、本大会実行委員会が抽選により決定する。
- (2) 各競技②の出場順は、①の成績のリバースオーダーを基本とする。
- (3) 競技を複数の馬場で同時進行するため、出場順を調整する場合がある。

5. 参加資格

- (1) 選手は、参加申し込み時において日本馬術連盟の登録会員で、かつ日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上の取得者であること。
- (2) 選手は、平成 28 年 12 月 31 日時点で次の年齢であること。

ヤングライダー	: 16 歳～22 歳
ジュニアライダー	: 14 歳～18 歳
チルドレンライダー	: 10 歳～16 歳
- (3) 馬匹は、参加申し込み時において、日本馬術連盟の登録馬であること。
- (4) 日本馬術連盟の登録会員でない団体は、所属の名称として使用できない。

6. 参加条件

- (1) 選手は第1競技、第2競技、第3競技に重複して申し込むことはできない。
- (2) 同一種目への出場は、1選手2頭を限度とする。
- (3) 馬の出場は同一種目1回限りとする。
- (4) 参加申し込みする人馬のコンビネーションは、平成27年8月10日から平成28年5月15日まで開催された公認競技会において、以下に示すクラスと同等あるいはそれ以上の認定種目で、最終得点率50%以上の成績を1回以上獲得していること。

第1競技	ヤングライダー馬場馬術選手権	Sクラス
第2競技	ジュニアライダー馬場馬術選手権	Mクラス
第3競技	チルドレンライダー馬場馬術選手権	Lクラス

7. 競技会規程

日本馬術連盟競技会規程第28版、日本馬術連盟獣医規程による。

8. 参加料

- (1) 選手参加料 20,000円/1人馬
※ 参加料の内、1競技あたり2,000円を任意のオリンピック協賛金とする。
- (2) 馬匹参加料 15,000円/1頭
- (3) 振込先 三井住友銀行 日本橋東支店 普通
(口座番号) 7473283 (名義) 馬場馬術本部実行委員会
※ 参加料の納入は、**銀行振込のみ**とする(振込み以外は受け付けない)
※ 一度納入した参加料は、競技に出場しない場合でも返却しない。ただし、主催者側の都合により競技を取りやめた場合は、この限りではない。

9. 申込方法および締切

- (1) 参加申込は、オンラインあるいは郵送で受け付けし、**平成28年5月27日(金)**到着分までとする。
- (2) 申込に不備等がある場合は、出場を認めない場合がある。

10. 宿泊

- (1) 選手および選手関係者の宿泊は各自手配すること。
- (2) 厩舎地区は禁煙とし、会場内とその周辺でのテント設営、自炊、火気の使用は認めない。
- (3) 1団体につき1名まで、馬取扱人(ただし、男子に限る)は会場内の仮眠所を利用することができる。希望者は、御殿場市馬術・スポーツセンター(TEL:0550-80-4150)まで各自で申し込み、宿泊料(1,020円/1泊<税込>)を負担のこと。また、寝具は各自で用意のこと。

11. 参加馬の入厩および退厩

- (1) 滞在できる期間は、平成28年6月29日(水)~7月3日(日)とする。
- (2) 入厩時間は、**6月29日(水)8:00~17:00 および 6月30日(木)8:00~12:00**とする。申込時に到着予定時刻を申告すること。入厩当日に時間外の到着となる場合は、大会実行委員会まで事前に報告すること。
- (3) 競技開催中は、馬運車の移動はできない。
- (4) 入厩は、大会実行委員会の指示に従って馬運車の移動を行い、会場に到着後、速やかに乗馬登録証および馬の健康手帳を大会本部に提出すること。その際、馬番号(個体識別番号)を配布する。
- (5) 参加馬は、到着時に主催者から提供される馬番号を、競技の間を通じて装着していなければならない。

12. 馬糧・敷料

- (1) 馬糧は、各自が持参し退厩の際は全て持ち帰ること。
- (2) 敷料は、木材チップのみとし、実行委員会が手配する。

13. 馬の防疫

- (1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
 - ①入厩日の5年前の1月1日以降の馬伝染性貧血検査の陰性証明。
 - ②馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから21日以上・2ヵ月以内に2回目のワクチン接種を行い、その後、7ヵ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
 - ・競技場に入厩する6ヵ月+21日以内に補強接種（または基礎接種の2回目）を受けていなければならない。ただし、競技場へ入厩する前1週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。
 - ・2008年3月31日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。
 - ③日本脳炎予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・当年5月1日以降に、2週間から2ヵ月の間隔で2回実施していること。
- (2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前1週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- (3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。
- (4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中（3ヵ月）の馬匹は出場できない。
- (5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。

14. 打合せ会

- (1) **平成28年6月30日(木) 13:00**より会場内にて行う。
- (2) 参加団体の代表者1名は必ず出席すること(代理出席を認める)。
- (3) 打合わせ会で承認あるいは確認された事項を優先する。

15. 表彰式

- (1) 表彰式の日程は、別途連絡する。
- (2) 表彰式には原則として選手が正装で参加すること。正当な理由なく参加しない場合は入賞の資格を失う。なお、選手が参加できない場合は代理を可とするが、その場合も正装で参加すること。

16. 褒賞

- (1) すべての競技と実施課目で表彰を行う。
- (2) 各実施課目は第 1 位の選手に賞杯を贈り、上位 1/4 までに馬リボンを贈る。ただし、出場人馬が 20 組以下の場合、5 位までを入賞とする。
- (3) 各選手権は、第 10 位までを入賞とし、第 1 位から第 3 位までの選手に賞状・メダル・厩舎掛けを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。
- (4) 各選手権競技の優勝者の賞典は下記による。

・ヤングライダー馬場馬術選手権	日本馬術連盟会長賞 城戸賞 JOC ジュニアオリンピックカップ 御殿場市長賞 日本中央競馬会賞（賞状・トロフィー）
・ジュニアライダー馬場馬術選手権	日本馬術連盟会長賞 御殿場市長賞 日本中央競馬会賞
・チルドレンライダー障害飛越選手権	日本馬術連盟会長賞 御殿場市長賞 日本中央競馬会賞

- (5) 入賞した馬匹の所有者に対し、下記の通り飼育奨励金を支給する。支払いは銀行振り込みとし、馬匹所有者は、表彰式終了後に振込先通知書類を大会本部宛に提出すること。なお、この飼育奨励金は、表彰を受けた者の雑所得となるため、収入に上げる必要があり、申告の対象となる。

	第 1 位	第 2 位	第 3 位
第 1 競技	50,000	30,000	10,000

17. 海外強化合宿

- (1) 本大会におけるヤングライダーおよびジュニアライダー選手権競技入賞者のそれぞれ上位 3 名を、平成 28 年度海外強化合宿に派遣する予定（一部個人負担有り）。
- (2) 本大会終了後、対象者に参加の意思確認を行い、派遣選手最大 6 名を決定する。なお、対象者が辞退した場合は、順次繰り上げて参加意思確認を行う。
- (3) 派遣期間については、2016 年 8 月下旬に 1 週間程度を予定しており、貸与馬によるトレーニング等を行う。
- (4) 準備の都合上、渡航手続き時に有効なパスポートを取得している者とする。

18. 自由演技課目に使用する音楽 CD

- (1) 自由演技課目に使用する音楽 CD については、一般社団法人日本レコード協会（以下「レコード協会」）へ申請したもの、および一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「JASRAC」）からの許諾番号を得たものとする。なお、手続き方法等については、当連盟ウェブサイトを参照のこと。
- (2) 上位種目（自由演技課目）の出場申し込み時に、下記の書類①②を音楽 CD と併せて提出のこと。また、音楽 CD には選手名、馬匹名、種目名を明記し、バックアップ 1 枚を含む計 2 枚を提出のこと。
 - ①「馬場馬術・自由演技課目における使用音源調査票」の写し（当連盟経由でレコード協会へ提出）
 - ②JASRAC からの許諾番号発行通知の写し
- (3) CD 作成にあたっては、使用する楽曲のみを保存し、入場曲付きとすること。使用媒体は CD のみとし、MD・カセットテープ等は不可とする。

19. その他

- (1) 場内で、競技に差し障りのない場所を選定し、報道関係者等による写真・ビデオ撮影を行う。
- (2) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、競技期間中に発見された場合は失格とし、以後実施される競技には出場できない。
- (3) 選手は、会員証、乗馬登録証、馬の健康手帳および健康保険証（またはそれに代わるもの）を持参すること。
- (4) 選手は何らかの傷害保険に加入していること。
- (5) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが大会実行委員会および主催者はその責を負わない。
- (6) 一般観覧者に対して事故のないよう十分注意すること。
- (7) 競技場周辺あるいは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。
- (8) 厩舎地区およびその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- (9) 厩舎地区およびその周辺は火気厳禁とする。
- (10) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体で持ち帰ること。
- (11) 競技会場が定める遵守事項および打ち合わせ会における注意事項を厳守すること。
- (12) 一般車および馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。厩舎地区は全面駐車禁止とし、車両は定められた駐車場を利用すること。
- (13) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- (14) 選手および関係者はメディカルカードを常に携行すること。
- (15) 日本馬術連盟ウェブサイトに掲載の案内に注意すること。